

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年12月7日(月)午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(17人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員

10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員 12番 亀山 徹 委員

13番 難波 克巳 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(1人)

14番 黒岡 勝美 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 日下部 啓司 主任 坂本 和司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午後4時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年12月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(17)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(11)番(原田 龍五)委員と(12)番(亀山 徹)委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主任と則本主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に10件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、使用貸借権設定1件、所有権移転9件です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から10番について調査票をもとに説明】

1番につきましては、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、譲受人が現時点で下限面積要件を満たしていないため保留とのことでした。

3番につきましては、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、譲受人所有農地の耕作状況について、来月申請人から事情を確認する必要があるため保留とのことでした。

また、7番及び9番につきましては、合わせて譲受人が下限面積を満たすこととなります。玉島地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

その他、2番、4番から6番、8番及び10番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番及び3番については保留、2番及び4番から10番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から10番までの計10件の内、1番と3番は保留。残り8件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から10番までの計10件の内、1番と3番は保留。残り8件は、許可と決定いたします。

次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に4件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から4番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回、申請のありました4件についてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から4番までの計4件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から4番までの計4件は、許可と決定いたします。なお、許可とした4件につきましては、12月18日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3</p>

頁から5頁にかけて19件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

1番から6番についてですが、特に問題はございませんでした。

7番についてですが、平成27年11月17日付けで取り下げとなっております。

8番から11番についてですが、特に問題はございませんでした。

12番についてですが、介護保険課へ事業認可の許可申請を行っていなかったため取り下げ予定であることから、保留とのことでした。

13番から19番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により7番は取り下げ。12番は保留。1番から6番、8番から11番、13番から19番の17件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この17件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願います。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から5頁19番までの計19件の内、7番は取り下げ、12番は保留。残り17件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から5頁19番までの計19件の内、7番は取り下げ、12番は保留。残り17件は、許可と決定いたします。なお、許可とした17件につきましては、12月18日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。

次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申

事務局 則本主任	<p>請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありましたが、前回から保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、賃貸人が主張する内容等について賃借人から弁明を求める必要があり、賃貸借の内容について賃借人の文書での回答を待つて双方の主張内容を確認することを、ご承認いただいております。</p> <p>申請人である賃貸人は、「賃借人は10年来本件農地を耕作放棄し、また賃借料の支払いもない」と主張しており、農地法第18条第2項第1号「賃借人が信義に反した行為をした場合」該当するため、賃貸借の解除又は解約の申し入れをしたいということでございました。</p> <p>これまで賃借人に対しまして、意見聴取のための地区協議会への出席又は文書での回答を依頼してまいりましたが、質問事項に対する文書での回答を得ることができませんでした。今までの経緯と賃借人へ依頼した際の内容についてまとめておりますので、お手元の配布資料をご覧ください。</p> <p>耕作放棄につきましては、賃借人の主張では、草刈りについては、電気草刈機の展示会で草刈をするつもりだったが、その話がなくなって今に至っている、とのことでした。</p> <p>倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、聞き取りした内容と客観的事実を元に、県ほか関係部署と協議し処分決定する必要があるため、保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、6頁1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますから、議案第4号は、6頁1番は保留といたし</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から8頁にかけて17件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借5件、使用貸借12件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が5件、更新切れを含む新規が12件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが2件、農業生産法人によるものが1件で、その他は個人です。</p> <p>面積は27,567㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、17件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から8頁17番までの計17件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を</p>

	<p>満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、7頁1番から8頁17番までの計17件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p>
議 長	<p>(中桐委員 入室)</p> <p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は、7頁1番から8頁17番までの計17件は、承認されましたことを報告いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>9頁をお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>12頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>15頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>24頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>
事務局 日下部 主任	<p>9頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、9頁から11頁にかけて16件の届出がありました。</p>

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局 池原次長</p>	<p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に12頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でありますが、12頁から14頁にかけて20件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に15頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でありますが、15頁から23頁にかけて51件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でありますが24頁に1件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第4号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年1月13日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p>
--	---

議 長	<p>事務局からは以上でございます。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午後4時30分)</p>
-----	---

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年12月7日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員